

高等学校等就学支援金 家計急変支援制度について

※この制度は現在就学支援金の対象外となっている方（授業料を支払っている方）のみ対象です。

保護者等の負傷・疾病による休職・退職、会社都合による解雇等の理由で家計が急変した場合、要件を満たせば「家計急変支援制度」の対象となり就学支援金を受けられる可能性があります。

詳しくは、以下の周知用資料をご覧ください。

[やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります（周知用資料）.pdf](#)

該当すると思われる場合、まずは東海樟風高校事務室に連絡してください。

※e-Shien でのオンライン申請はしないでください。